

【施工者指示書】支給木材特記仕様書

1 概要

本工事においては、構造材に用いる木材の一部を、別途発注者にて調達し、発注者から受注者に支給する。受注者は、支給された木材を用いて工事を行うこと。

2 用語の定義

- (1) 「発注者」とは、工事請負契約書(以下「契約書」という。)に基づく発注者をいう。
- (2) 「受注者」とは、契約書に基づく受注者をいう。
- (3) 「監督員」とは、発注者が定める監督員をいう。
- (4) 「支給木材」とは、契約書に定める「支給材料」のうち、発注者が受注者に支給する木材をいう。
- (5) 「支給検査」とは、契約書に定める検査をいう。
- (6) 「木材供給事業者」とは、支給木材の調達等の業務受託者をいう。
- (7) 「受入検査」とは、発注者が木材供給事業者からの部材受入時に行う製品検査をいう。

3 支給木材

- (1) 支給木材の仕様及び数量は、別紙 1 による。
- (2) 受注者は、支給木材の取扱い及び品質管理にかかる配慮事項を記載した木工事施工計画書を速やかに提出すること。

4 スケジュール

- (1) 受注者は、本工事に係る契約締結後、速やかに支給木材の受領スケジュールについて監督員、設計者、工事監理者及び木材供給事業者(以下「木工事関係者」という。)と協議を行ったうえで、当該スケジュールを明示した実施工程表を作成し、監督員に提出すること。
- (2) 支給検査は、3 回(150 m³/回程度)を想定し、工事全体の工程に配慮し、適切な時期を木工事関係者との協議のうえ木工事施工計画書および実施工程表に反映すること。なお、各回の支給検査は 14 日以上の間隔をあけること。
- (3) 受注者は、以下に示す期間及び場所において、支給木材を受領すること。

支給期間	支給場所
令和 9 年5月～令和 9 年7月	発注者の指定する場所(埼玉県内)

- (4) 受注者は、受注者の都合により支給期間内に受領しないときは、(1)の受領スケジュールの協議において、その旨を事由とともに報告すること。支給期間を延長する場合、上記の支給期間最終日の翌日以降の保管場所は受注者が確保することとし、その際の木材の保管及び管理に係る費用は受注者の負担とする。

5 工事に必要な木材(構造材)の数量

- (1) 発注者は、設計図書に含まれる構造図からプレカット加工を検討したうえで、本工事に

必要な木材の数量を算定している。

- (2) 受注者は、上記(1)を踏まえ、本工事の契約締結後、速やかに施工図の検討を行い、本工事に必要な木材(構造材)の数量を確認し、支給木材明細書の数量との相違の有無や新たに必要となる木材等について、以下の期限までに監督員に報告すること。数量の相違がある場合の対応については、監督員との協議により決定する。

期限	内容
支給検査実施 75 日前 (初回は 90 日前)	支給を希望する木材に関連する次の資料 ・プレカット加工図(伏図・軸組図) ※事前に仮承認を受けたものとする ・必要数量明細書 ・支給木材明細書との相違が分かる対応表 ・その他監督員が求める書類

- (3) 支給木材の納入準備に必要な資料の確定期限は、以下を想定している。

期限	内容
支給検査実施 45 日前	支給を希望する木材に関連する次の資料 ・プレカット加工図 ・接合部詳細等含む工事内容が分かる図面 ・必要数量明細書 ・支給木材明細書との相違が分かる対応表 ・その他監督員が求める書類

6 材料の支給及び支給検査

- (1) 4 (1)で作成した実施工程表に基づき、受注者は材料支給依頼明細書を発注者に提出すること。
- (2) 支給材料の内容及び支給検査の具体的な日時等は木工事関係者との協議により決定する。
- (3) 支給検査は、原則として木工事関係者の立会いのもと、受入検査と同時に行うこととし、別紙 2 の検査を行う。
- (4) 支給検査の結果、規格・品質等に問題がなければ、受注者は速やかに支給材料の引き渡しを受け、発注者に受領書を提出すること。
- (5) 引き渡しを受けた木材は、支給検査会場から7日以内に、受注者が準備する保管場所に搬出すること。
- (6) 受注者は、支給検査後、本工事に求める仕様を満たさない木材が確認された場合は、速やかにその旨を監督員に報告すること。報告があった木材への対応は、木工事関係者との協議により決定する。ただし、材長の切断や穴開け等、支給材に加工を施した木材は、原則受注者の責任において取り換えを行う。
- (7) 支給検査時には確認できなかった見え隠れの不具合(木材の外観上では判断できない内部割れ、内部の虫食い及び内部の腐れ)が判明し、工事の施工上又は工事の品質確保の点で適当でないと認めたときは、速やかにその旨を事由とともに監督員に報

告すること。不具合の報告があった木材への対応は、木工事関係者との協議により決定する。

7 運搬及び保管管理

- (1) 支給を受けた木材の運搬車両への積み込み、受注者が準備する保管場所への運搬、保管場所での保管管理に係る費用は本工事に含む。
- (2) 保管管理の状況について、適宜、監督員が確認を行う。不具合を指摘されたときは、受注者は監督員の指示に従うこと。

8 契約不適合責任

契約書第30条に定める引き渡された工事目的物の契約不適合が、支給木材の品質に起因することが明らかな場合は、受注者と木材供給事業者が連帯して保証することとする。目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完に当たっては、木材供給事業者から補修に必要な木材の供給を受けて、受注者の費用負担により対応すること。

9 その他

木工事の実施にあたっては、木工事関係者と連絡を密にして行うこと。

以上

木材明細書

No.		区分	樹 種	等 級	現し	寸法(短辺×長辺 × 長 さ)(mm)			数 量	単 位	材積 (m3)
1		構造用製材									
	1	土台	ヒノキ	※(1)		4000	150	180	78	本	8.4240
	2	土台	ヒノキ	※(1)		4000	150	150	158	本	14.2200
	3	土台	ヒノキ	※(1)		4000	120	150	2	本	0.1440
	4	トラス	スギ	E70以上または目視甲種2級以上	現し	4000	120	240	64	本	7.3728
	5	小梁	スギ	E70以上または目視甲種2級以上		4000	120	240	420	本	48.3840
	6	トラス	スギ	E70以上または目視甲種2級以上	現し	4000	120	210	90	本	9.0720
	7	小梁	スギ	E70以上または目視甲種2級以上		4000	120	210	274	本	27.6192
	8	トラス	スギ	E70以上または目視甲種2級以上	現し	4000	120	180	69	本	5.9616
	9	小梁	スギ	E70以上または目視甲種2級以上		4000	120	180	426	本	36.8064
	10	小梁	スギ	E70以上または目視甲種2級以上		4000	120	150	194	本	13.9680
	11	小梁	スギ	E70以上または目視甲種2級以上		4000	105	105	490	本	21.6090
	12	格子材	スギ	E70以上	現し	4000	90	90	136	本	4.4064
※(1)E90以上または甲Ⅱ種三級かつ工場自主検査でE90以上(心持ち材・辺材部は防腐防蟻注入処理)											

木材仕様書

1 木材の数量

木材明細書のとおり

2 木材の産地

埼玉県内で生育及び伐採された原木を原材料とする。

3 木材の品質・規格

許容寸法については、JAS1083 に準じた規格とする。

木材は、木材明細書に特記なき限り以下の仕様とする。

- (1) JAS1083 に定める機械等級区分構造用製材または目視等級区分構造用製材の規格に適合するものとし、強度等級、仕上り寸法、樹種及び現しの部材は木材明細書による。
- (2) 含水率は、日本農林規格に準じた SD20（20%）以下とする。
- (3) 背割りはないものとする。
- (4) 現し材の材面品質は目合わせにおいて、共有認識を図る。
- (5) その他の材面品質は下表による。

表面割れ	深さ 40mm 超の表面割れは原則 NG
死節・抜け節	手に触れる範囲の角節欠け NG
節・集中節(径比)	目視等級三級相当
平均年輪幅	目視等級二級相当
目まわり	
繊維走向の傾斜比	
腐朽	
曲がり	

検査要領

仕様書に定める各検査の要領は以下のとおりとする。

1 内容

(1) 書類検査

以下の書類の内容の確認を行う。

ア 自主検査結果表

イ 木材仕様書の「2 木材の産地」の規定を満たしていることが確認できる出荷伝票等の写し

ウ J A S 1 0 8 3 に適合することを証明する資料の写し

(2) 数量検査

数量に間違いがないか現物の全数確認を行う。

(3) 抜き取り検査

ア 検査会場の設営

受注者は、検査の対象となる木材を検査ロットごとにまとめて、発注者の検査対象木材の選定が円滑に進むよう整えておく。

イ 検査内容

含水率、ヤング係数、材面品質及び寸法を検査する。

ウ 検査対象本数の決定

抜き取り検査対象本数は、受注者が自主検査結果表に区分する等級、製造業者、条件が同一の木材（以下「検査ロット」という。）について、原則 1 本又は総数量の 3%（少数第 1 位切り上げ）の大きい方とする。ただし、状況に応じて発注者の判断で増減することがある。

エ 検査対象の選定

検査対象本数の範囲で、検査対象木材を選定する。

オ 検査方法

(ア)目視検査

木材仕様書、木材明細書に記載の規格に従い、材面の化粧性や当て傷等の有無を確認する。

(イ)寸法検査

検尺で木材仕様書の規格を満たしていることを確認する。

(ウ)曲げヤング係数検査

打撃法もしくは曲げ試験により木材仕様書規格を満たしていることを確認する。

(エ)含水率検査

検査対象木材の異なる2面について、各面の端部から300 mm以上離れた2か所及び中央部1箇所、計6箇所を含水率計で測定し、その平均値が木材仕様書に求める許容値以下であることを確認する。

カ その他

J A S 認証材および、かかる荷重が少ないことが想定される木材（大引、根太、垂木等）、現しとならない木材については発注者と協議のうえ、一部の検査を省略する場合がある。

2 検査の結果

(1) 書類検査

必要な書類がすべて整っており、内容が適切であると認めたときは合格とする。書類に不備がある等により不合格としたときは、対応方法等について協議のうえ決定する。

(2) 数量検査

数量が適切であると発注者が認めたときは合格とする。数量に不備がある等により不合格としたときは、対応方法等について協議のうえ決定する。

(3) 抜き取り検査

検査対象の木材全数が木材仕様書に定める仕様を満足したときは合格とする。1本以上不合格となったときは当該検査ロットを不合格とする。不合格となった検査ロットについては、全てを受注者が引き取ったうえで、木材の差し替え等を行い、自主検査を行ったうえで、改めて当該検査ロットに対して検査を行う。